

海上労働システム規則

規則

2020年 第1回 一部改正

2020年12月24日 規則 第106号

2020年9月10日 海務委員会 承認

2020年11月20日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2020年12月24日 規則 第106号
海上労働システム規則の一部を改正する規則

「海上労働システム規則」の一部を次のように改正する。

1章 総則

1.1 一般

1.1.4 用語*

(10)及び(11)として次の2号を加える。

(10) 「海賊行為」とは、1982年の海洋法に関する国際連合条約（United Nations Convention on the Law of the Sea, 1982）の101条に定義された行為をいう。

(11) 「船舶に対する武装強盗」とは、私的目的のために、内水域、群島水域及び領海における船舶若しくは船舶上の人や財産に対して行われる海賊行為以外のすべての不法な暴力行為、抑留又は略奪行為若しくはその脅威又はこれらの行為を先導し若しくは故意に助長する全ての行為をいう。

附属書 本会の必要と認める海上労働要件

3.2 雇入条件（第2章）

3.2.1 雇入契約（第2.1規則）*

-7.として次の1項を加える。

-7. 船舶所有者は、契約の満了の日を超過した又は契約の中断若しくは終了の通知を行ったかどうかに関わらず、船員が海賊行為又は船舶に対する武装強盗により船上又は船外で拘束されている間は、船員の雇入契約を継続すること。

3.2.2 賃金（第2.2規則）*

-5.として次の1項を加える。

-5. 船舶所有者は、船員が海賊行為又は船舶に対する武装強盗により船上又は船外で拘束された場合、前-3.に規定される額の送金を含め、船員の雇入契約、関連する労働協約又は適用できる国内法規に基づく賃金の支払いを、拘束期間中及び船員が解放され 3.2.5 の規定に従って適切に送還されるまで又は拘束期間中に船員が死亡した場合は適用できる国内法規に従い定められた死亡日まで、継続すること。

附 則

1. この規則は、2020年12月26日から施行する。

海上労働システム規則実施要領

実施要領

2020年 第1回 一部改正

2020年12月24日 達 第56号

2020年3月12日 海務委員会 承認

2020年12月24日 達 第56号
海上労働システム規則実施要領の一部を改正する達

「海上労働システム規則実施要領」の一部を次のように改正する。

附属書 本会の必要と認める海上労働要件

3. 海上労働条約に基づく要件

3.2 雇入条件（第2章）

3.2.3 労働時間及び休息时间（第2.3規則）

-5.を次のように改める。

-5. 規則附属書 3.2.3-9の規定は、規則附属書 3.2.3-2.が適用される船舶のうち、~~海底の掘削に従事する~~次の船舶には適用しない。

(1) 海底の掘削に従事するもの

(2) 海面下に存在する資源の探査に従事するものであって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

(a) 先端的な技術を用い、慎重かつ最新の注意を払って探査に従事する船舶であつて、回頭する場合における旋回に長時間を要するものであること

(b) 広範囲の海域において、長期にわたって物理探査に従事する船舶であること

附 則

1. この達は、2020年12月24日から施行する。